

介護保険料の納付

問 福祉課 介護保険担当
☎ 093・434・5544

令和8年度保険料納入通知書を郵送します

7月中旬に令和8年度保険料納入通知書を郵送します。令和8年7月以降に65歳を迎える人には、誕生月の翌月中旬に郵送します。保険料の算出方法など詳細については、同封のパンフレットに記載されていますのでご確認ください。

納付方法

保険料は原則年金から自動的に天引きされます（特別徴収）。一部の人は町が送付する納付書で納めてください（普通徴収）。納付書がお手元に届いたときは、期限内に納めてください。

支払いはコンビニやアプリで便利に！

普通徴収の保険料のお支払いは、コンビニ納付やスマートフォンアプリ決済にも対応しています。
※スマートフォンアプリで納付する場合は、納付書バーコードをご自身のお手元でスキャンしてください。



保険料は納期内に納めましょう！

保険料の滞納があると、介護サービスを利用した際の負担額が引き上げられたり（通常はかかった費用の1割・2割・3割）、高額介護サービス費が受けられなくなったりする場合があります。

国民年金保険料の納付

問 保険健康課 保険年金担当 ☎ 093・434・1848
小倉南年金事務所 ☎ 093・471・8873

令和8年度国民年金保険料

月額 17,920円（令和8年4月分から令和9年3月分）

納付期限 納付対象月の翌月末

納付方法

- ◆納付書：日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付することができます。
- ◆クレジットカード：年金事務所や役場の年金窓口にて申込みください。※クレジットカードが必要です。
- ◆口座振替：預金口座をお持ちの金融機関や年金事務所、役場の年金窓口にて申込みください。※基礎年金番号がわかるもの、通帳、銀行印が必要です。
- ◆その他：スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済での納付、インターネット (Pay-easy) などの納付もできます。
- ◆お得な前納（前払い）：6か月分、1年分、2年分などまとめて前納すると保険料が割引されます。

納付期限までに納めることが困難な場合

日本年金機構では、納付期限までに納めていない人に対して、早期に納めていただくよう案内を行っています。保険料の納付が困難な場合、保険料が免除・猶予される制度がありますので、ご相談ください。
今年度（令和8年7月～令和9年6月）の一般免除・猶予申請は、7月から受付開始です。

年金事務所での相談・お手続きの際は待ち時間の少ない事前予約を！

【受付】予約相談希望日の1か月前から前日まで
【必要なもの】基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、年金基礎番号通知書、最新の納付書など）、マイナンバーがわかるもの
【予約専用受付電話】☎ 0570・05・4890
年金番号が分かる場合はインターネット予約ができます（右QRコード）。



マイナ保険証ご利用ください！

申請することなく限度額が適用されるので大変便利です！！
→※保険料(税)に未納がある場合を除く。

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の選定などに活用される



国民健康保険に加入中の人

問 保険健康課 保険年金担当
☎ 093・434・1848

資格確認書等を郵送します

【次の書類を7月下旬までにそれぞれ郵送します】

●マイナ保険証登録済みの人には「資格情報のお知らせ」

●それ以外の人には「資格確認書(薄緑色)」

※同じ世帯でも登録状況に応じて別々に書類が届きますのでご注意ください。

※有効期限は令和9年7月31日です（年の途中で70歳になる人は有効期限が異なります）。

※有効期限の過ぎた資格確認書（薄緑色）等は各自で厳重に処分するか8月1日以降に返還してください。

【ご注意】8月から医療費の自己負担限度額が変更となる予定です。詳細は後日郵送される資格確認書等の同封チラシをご確認ください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

現在交付している「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」（申請者のみ）の有効期限は令和8年7月31日です。

8月から必要な場合は、7月以降に更新申請をしてください。

※適用区分は、令和7年中の世帯の所得等によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

【更新受付開始日】7月1日※

【申請窓口】保険健康課 保険年金担当（役場2階）

【申請に必要なもの】本人確認書類（資格確認書、現在お持ちの限度額認定証、運転免許証など）

【ご注意】限度額認定証は、申請時点で国民健康保険税をすべて納付している人にしか交付できません。

※窓口で納付が確認できない場合、領収証書が必要になることがあります。

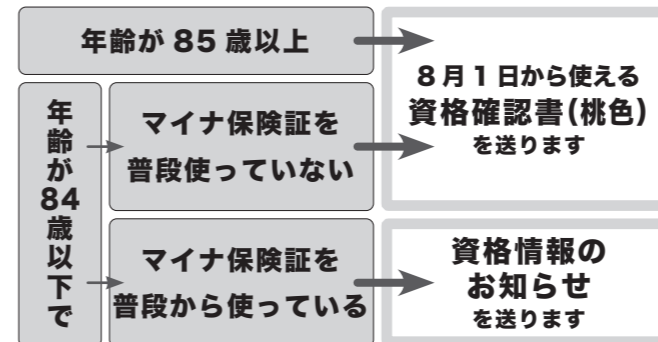
【マイナ保険証で受診する場合】手続き不要で、窓口負担を自己負担額まで抑えることができます。

後期高齢者医療保険に加入中の人

問 保険健康課 保険年金担当
☎ 093・434・1848

資格確認書等を郵送します

これまでは加入する皆さんに、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を送付していましたが、令和8年8月以降は、下表のとおりです。



新しい「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」は、7月下旬までに郵送します。

※7月31日までに届かない場合は、保険健康課にお問い合わせください。

※「マイナ保険証を普段から使っている」とは、過去1年間で6回以上かつ直近3か月以内に1回以上の利用のことです。
※有効期限は、いずれも令和9年7月31日です。

限度額について

【資格確認書で受診する場合】資格確認書に限度額の適用区分を併記できます。受診時に限度額適用区分が併記された資格確認書を提示することで、窓口負担を自己負担額まで抑えることができます。

※併記を希望する場合は保険健康課への申請が必要です。

※すでに限度額の適用区分が併記された資格確認書を持っている人には適用区分が併記された資格確認書を交付します。

【マイナ保険証で受診する場合】手続き不要で、窓口負担を自己負担額まで抑えることができます。

自己負担割合をご確認ください

医療費の自己負担割合は、前年中の所得をもとに判定し、1割・2割・3割のいずれかとなります。

【自己負担割合が3割になる場合について】
同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上の場合です。ただし、下記に該当する場合は自己負担割合は1割か2割となります。

対象	条件
同じ世帯の被保険者が2人以上の場合	同じ世帯の被保険者全員の収入の合計が520万円未満
同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、①か②に該当する場合	①本人の収入が383万円未満 ②本人と同じ世帯の70～74歳までの人の収入の合計が520万円未満

保険料に関する詳細をご確認ください

保険料額の算出方法や軽減など、詳細は7月に送付予定の「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載していますのでご確認ください。